

中小企業経営者・人事担当者必見！

マイナンバー制度導入まで待ったなし！！

「うちの会社には関係ない！」

って思ってませんか？！

～こんな疑問ありませんか！！～

『従業員のマイナンバーを取り扱うにあたって注意事項は？』

『民間事業者もマイナンバーを扱うのですか？』

『マイナンバーを使って従業員管理ができる？』

2016年1月より「マイナンバー制度」がスタート。

全ての個人(12桁)、および法人(13桁)に対して特定の番号が割り当てられ、さまざまな行政手続きで利用されるようになります。従業員^{の給与や福利厚生の手続きが変わり、人事労務業務や経理業務はもとより、全ての部署や従業員に業務上何らかの影響が生じます。}大企業だけに関係する制度ではなく、中小企業を含む全ての企業が対象で、個人番号を含む個人情報^{は「特定個人情報」となり、企業には厳格な管理が求められ、故意の漏えいや盗用には厳しい罰則が定められています。}

マイナンバー制度の導入で更に厳格な
特定個人情報の管理が求められます。

— 身近に潜む個人情報漏洩裁事件 —

- ◆講座申込者への通知メールに名簿を添付して送信
- 千葉県
- ◆メンテナンス時の作業ミスで顧客情報が漏洩
- 楽天チケット
- ◆顧客情報登録した携帯電話を紛失 - 長野都市ガス
- ◆介護予防事業の委託先が個人情報を紛失 - 練馬区
- ◆介護保険料変更通知書88人分を誤送付、
発送前の最終確認怠る - さいたま市

漏洩 罰則

3年以下の懲役 または
150万円以下の罰金



皆様の不安と疑問に答えます！！

皆様の不安と疑問に答えます！

仙台中央社会保険労務士事務所

マイナンバー制度導入が 事業主に与える影響

～平成27年10月、マイナンバーが始まります～

2016年1月から、社会保障・税番号制度（通称：マイナンバー制度）の運用がいよいよ開始されます。企業経営者として、また人事担当者として、今、何を準備すべきでしょうか？今回は、マイナンバー制度について、また様々な注意点などを解説して参ります。

- そもそもマイナンバー制度とは何か？
- 中小企業に与えるインパクトとは？
- 情報管理の重要性と違反時の罰則強化
- マイナンバーの保管・運用について
- マイナンバー制度でどう変わる？
- 本人確認はどのようにするの？
- 情報の廃棄はどうすればいいの？
- Pマーク・ISO27001とは？



講師

仙台中央社会保険労務士事務所
社会保険労務士 佐藤 崇

日時：平成27年7月13日(月) 18:00～20:00

※次回以降の開催はHPをご覧ください。

場所：仙台市情報・産業プラザ セミナールーム(1)A
(〒980-6105 仙台市青葉区中央1丁目3番1号)

受講料：お一人様 3000円 (ご紹介の場合 1500円)
※当事務所顧問先のお客様は無料となります。

定員：30名様限定 (定員になり次第締め切ります)



リガナ 事業所名	
リガナ お名前 (役職)	リガナ お名前 (役職)
電話番号	FAX番号
住所 (〒 -)	E-Mail
紹介者名	

※個人情報に関する取扱いについて/記載されたお客様の情報は資料の送付に使用します。法令に定める場合のほか、お客様の承諾なしにほかの目的に使用しません。
また、弊社が個人情報の管理について事前調査した上で契約しましたダイレクトメール発送代行会社に発送データとして委託することがございます。

お申込みはこちら

FAX 022-266-8089

お申込みはこちら

仙台中央社会保険労務士事務所
仙台市青葉区本町2丁目10番33号 第2日本オフィスビル4階
TEL: 022-797-7117
http://sendai-roumu.com/seminar

マイナンバー対策セミナー 仙台中央

